

ひとり親世帯臨時特別給付金支給事務における保有個人情報の目的外利用について

1 経緯

新型コロナウイルス感染症により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯は、子育てに対する負担の増加や収入の減少等の影響を受けている。これらの世帯を支援するため、臨時特別給付金を早期に支給することとされたものである。

2 保有個人情報の目的外利用を行う理由

ひとり親世帯臨時特別給付金の対象者の一部は、令和2年6月分の児童扶養手当受給者であることから、支給対象者を迅速かつ正確に把握するためには、子ども青少年課が児童扶養手当支給事務のために保有する個人情報のうち「氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、電話番号、整理番号、扶養人数、公的扶助、金融機関口座、障害、支給・決定内容」を目的外利用する必要がある。

3 概要

(1) 給付金の名称

ひとり親世帯臨時特別給付金

(2) 実施主体

都道府県、市、特別区及び福祉事務所設置町村

(3) 対象者

ひとり親世帯臨時特別給付金には、基本給付と追加給付とが存在し、うち基本給付の対象となる者は、以下のとおりである。

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当受給者
- ② 公的年金等が児童扶養手当受給額を超えたことにより支給を受けていない者
- ③ 申請時点において児童扶養手当受給要件を満たすが、所得制限や未申請等により受給していない者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込額が児童扶養手当所得制限範囲内となる者

また、①又は②に該当する者で新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変していると申出があった者について追加給付を行う。

(4) 支給額

基本給付：1世帯5万円。ただし、監護児童が2人以上である場合、第2子目以降1人につき3万円を加算する。

追加給付：1世帯5万円

(5) 支給方法

対象者のうち①に該当する者については、武蔵村山市（以下「市」という。）が支給の通知を行った上で、児童扶養手当と同じ口座に振り込む。

対象者②、③及び追加給付対象者については、対象者が市に対して申請を行い、支給申請を受けた市は、審査の上支給を決定し、対象者が指定した口座へ振り込む。

(6) 申請期間（予定）

令和2年8月3日（月曜日）から令和3年3月1日（月曜日）

ひとり親世帯臨時特別給付金受給フローチャート

令和2年6月分の児童扶養手当を受給する。

Yes

No

①対象者（申請不要）。
※新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している場合は、追加給付を受けられる（要申請）。

児童扶養手当の受給要件を満たしており、かつ、児童扶養手当の所得制限範囲内だが、公的年金等の給付を受けていることにより支給を受けていない。

Yes

No

②対象者（申請必要）。
※新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している場合は、追加給付を受けられる。

児童扶養手当の受給要件は満たしているが、所得制限等のため支給を受けていない者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の所得制限範囲内になった。

Yes

No

③対象者（申請必要）。
※追加給付は受けられない。

対象とならない。